

規制改革推進会議 スタートアップ・イノベーション
ワーキング・グループ(第3回)
説明資料

2022年11月21日
金融庁

1. 外国人材受入れに関する政府としての取組み

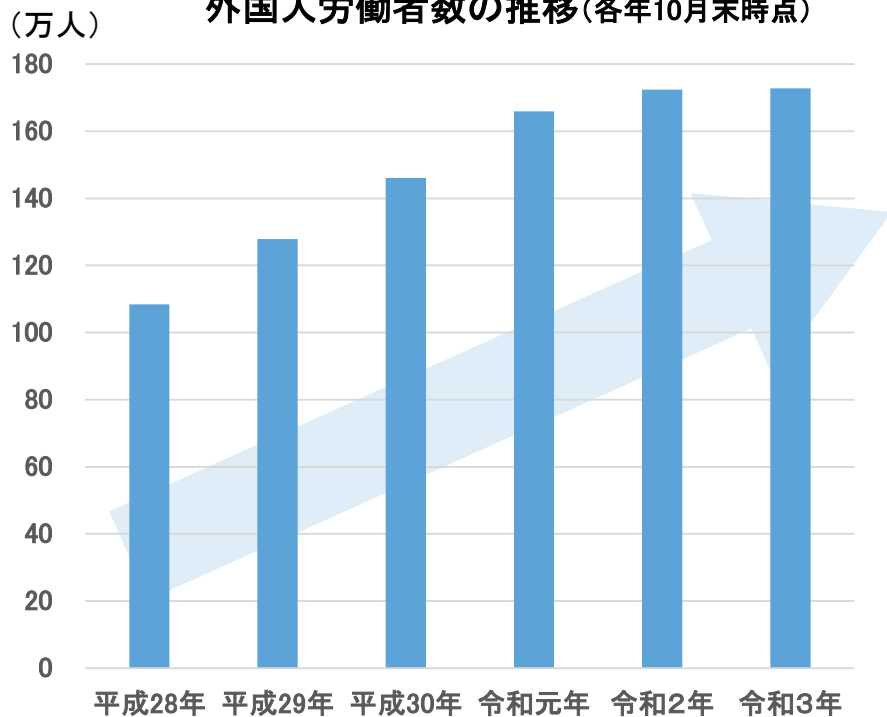
■平成30年12月、政府は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策※」を策定した。

※日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指す方向を示すもの。その後毎年改訂され、令和4年度改訂版では218の施策が盛り込まれた。

■平成31年4月から特定技能外国人の受入れを開始しており、入国に関する水際措置の見直し等により、今後、在留外国人の増加が見込まれる。

(参考) 在留外国人：約276万人(令和3年12月末時点) 就労外国人：約173万人(令和3年10月末時点)

外国人労働者数の推移(各年10月末時点)



(資料)厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」より金融庁作成

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策
(令和4年度改訂、抜粋)

関係省庁と連携の上、受入れ企業等に対して、やさしい日本語を含む14言語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上及びマネー・ローンダリングや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施し、理解の醸成を図る。

また、金融機関に対しては、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」も活用しながら、引き続き、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上に向けた取組を推進していくよう促していく。

さらに、外国人の在留期間を的確に把握して口座を適切に管理する等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう引き続き対応を促していく。

[金融庁]《施策番号117》

2. 外国人の銀行口座開設の現状

■ 銀行口座開設に際し、金融機関は、マネー・ローンダリング対策等^(注)や「外国為替及び外国貿易法」に基づき、本人確認やリスクに応じた顧客管理等を行う必要。

(注) マネー・ローンダリング対策等は国際基準 (FATF勧告) を踏まえた義務であり、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等関係法令や「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に従い、顧客の国籍に関わらず、リスクベース・アプローチにて対応する必要。

■ 外国人顧客への対応においては、

- ・外国人顧客が通訳等の同行なしに口座を開設される際、日本語によるコミュニケーションが困難であること等により、口座開設に係る手続きや留意点の説明、必要書類の訂正等に時間を要する場合がある。
- ・また、本人確認やリスクに応じた顧客管理等のため、追加の手続き (在留資格・期間満了日の確認等) が必要となる場合があり、日本人顧客に比べ時間がかかるケースがある。

■ 上記を踏まえ、金融庁では、業界団体等とも連携し、次頁のとおり、対応策を順次実施している。

令和3年 犯罪収益移転危険度調査書 (国家公安委員会、抜粋)

第5 商品・サービスの危険度

1 危険性の認められる主な商品・サービス

- (1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス
(イ) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスの現状及び悪用事例

(b) 事例

預貯金口座がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 本国に帰国した外国人や死者の口座を、解約手続等の措置を執ることなく利用し、詐欺や窃盗等の犯罪収益の收受又は隠匿をした。(中略) 口座譲渡によりマネー・ローンダリング等の取行が助長されていることに注意を払う必要がある。

外国人顧客向けの追加の手続きの例

1. 在留資格・期間満了日の確認

- ・在留期間の残期間の確認
(残期間が短い場合、資格更新後の手続きを案内)
- ・在留資格に応じ、追加書類等での確認

2. 居住性判定に係る手続き

- ・パスポート等での入国年月日の確認
- ・社員証等による国内勤務の確認

3. 口座開設に係る注意事項等の説明

- ・在留カード更新時の速やかな届出
- ・帰国時の解約手続き
- ・日本の法令の説明、犯罪防止

(例：口座の売買・譲渡) 等

(参考) 銀行口座の開設に係る一連の手続き(例)

| | | |
|---|-------------|-----------------------|
| ① | 口座開設申込書の受領等 | |
| ② | 外国人特有の手続 | 在留カードなど本人提出書類の内容確認 |
| ③ | | 非居住者に係る届出書の作成依頼 |
| ④ | | 外国人向けの口座開設に係る注意事項等の説明 |
| ⑤ | | 取引時確認等の実施 |
| ⑥ | 口座開設処理 | |
| ⑦ | 通帳の交付 | |

3. 外国人顧客の口座開設等に関する金融庁としての取組み

■外国人材や外国人材の受入れ企業等への周知活動

外国人顧客の口座開設等の金融サービス利用の利便性向上が一層図られるよう、外国人材や外国人材の受入れ企業等に対する周知活動を実施している。具体的には、外国人材向けパンフレット(14か国語)や外国人材の受入れ関係者(企業・大学等)向けパンフレットの配布を通じ、口座開設や送金利用時の留意点の周知に取り組んでいる。

■金融機関への要請等

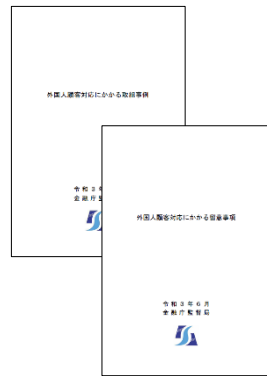
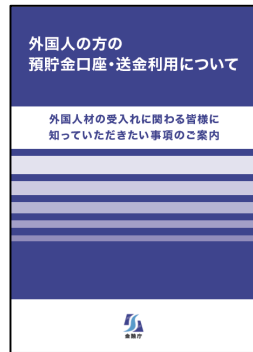
金融機関に対し、現場の顧客ニーズや課題を把握した上で、PDCAを回して創意工夫を行うよう、継続的に要請を行っており、外国人顧客対応の優良事例、留意事項をまとめた資料を作成・公表して周知している。具体的には、多言語対応の充実や、外国人顧客対応に係るマニュアル等の整備及び営業店への周知徹底といった対応を求めており、各行において取組みの進捗がみられるものの、金融庁として、各行のより一層の取組みを推進していく。

各種パンフレット等

中長期在留予定の
外国人材向け(14か国語※)

外国人材の
受入れ関係者向け

金融機関向け



外国人顧客対応に関する金融機関の取組み事例

- 外国人顧客向け手続きの迅速化に向けた金融機関内における態勢整備(例: 申込受付後の一連の手続きを本部にて一括処理)
- 来店前に予め口座開設申込書を作成可能なシステムの提供
- 窓口での顧客サービスや、口座開設申込書の記入例、顧客向けパンフレット等の多言語提供
- SNS等を活用した、各種金融サービス等の外国人顧客に対する情報発信
- 外国人顧客から寄せられた意見等のサービス向上への活用
- 全国銀行協会における、外国人顧客が金融機関(営業店)を把握しやすくする仕組みの構築

※14か国語の内訳は以下のとおり。・日本語(やさしい日本語を含む)・英語・中国語・韓国語
・ポルトガル語・タイ語・フィリピン語・インドネシア語・スペイン語・ネパール語
・ミャンマー語・モンゴル語・ベトナム語・クメール語(カンボジア語)